

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	オシロスコープ
製品型番	2201, 2430, 2430A, 2440, CSA8200, DP02002, DP02002B, DP02004B, DP02012, DP02012B, DP02014, DP02014B, DP02022B, DP02024, DP02024B, DP03012, DP03014, DP03032, DP03034, DP03052, DP03054, DP04014B, DP04032, DP04034, DP04034B, DP04054, DP04054B, DP04102B, DP04102B-L, DP04104, DP04104B, DP04104B-L, DP05034, DP05034B, DP05054, DP05054B, DP05104, DP05104B, DP05204, DP05204B, DP070404, DP070404B, DP070404C, DP07054, DP07054C, DP070604, DP070604B, DP070604C, DP070804, DP070804B, DP070804C, DP070804DX, DP07104, DP07104C, DP071254B, DP071254C, DP071254DX, DP071604B, DP071604C, DP071604DX, DP072004, DP072004B, DP072004C, DP072004DX, DP072304DX, DP072304SX, DP072504D, DP072504DX, DP07254, DP07254C, DP073304D, DP07354, DP07354C, DP0714AX, DSA70604B, MS02002, MS02002B, MS02004, MS02004B, MS02012, MS02012B, MS02014, MS02014B, MS02022B, MS02024, MS02024B, MS022, MS024, MS03012, MS03014, MS03032, MS03034, MS03054, MS04014B, MS04032, MS04034, MS04034B, MS04054, MS04054B, MS04102B, MS04102B-L, MS04104, MS04104B, MS04104B-L, MS044, MS046, MS044B, MS046B, MS05034, MS05034B, MS05054, MS05054B, MS05104, MS05104B, MS05204, MS05204B, MS054, MS054B, MS056, MS056B, MS058, MS058B, MS058LP, MS064, MS064B, MS066B, MS068B, LPPD64, MS070404, MS070404C, MS070604, MS070604C, MS070804, MS070804C, MS070804DX, MS071254, MS071254C, MS071254DX, MS071604, MS071604C, MS071604DX, MS072004, MS072004C, MS072004DX, MS072304DX, MS071254DX, MS073304DX, SD24
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨ サンプリング・オシロスコープ 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二（該当なし）
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15（該当なし） 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号の 2「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	オシロスコープ
製品型番	TBS1022, TBS1032B, TBS1042, TBS1052B, TBS1052C, TBS1062, TBS1064, TBS1072B, TBS1072C, TBS1102, TBS1102B, TBS1102C, TBS1104, TBS1152, TBS1154, TBS1202B, TBS1202C, TBS2072, TBS2074, TBS2102, TBS2104, TBS2202, TBS2202B, TBS2204, TBS2072B, TBS2074B, TBS2102B, TBS2104B, TBS2202B, TBS2204B, TDS1001, TDS1001B, TDS1002, TDS1002B, TDS1012, TDS1012B, TDS2001C, TDS2002, TDS2002B, TDS2004, TDS2004B, TDS2004C, TDS2012, TDS2012B, TDS2012C, TDS2014, TDS2014B, TDS2014C, TDS2022, TDS2022B, TDS2022C, TDS2024, TDS2024B, TDS2024C, TDS210, TDS220, TDS224, TDS3012, TDS3012B, TDS3012C, TDS3014, TDS3014B, TDS3014C, TDS3024B, TDS3032, TDS3032B, TDS3032C, TDS3034, TDS3034B, TDS3034C, TDS3044B, TDS3052, TDS3052B, TDS3052C, TDS3054, TDS3054B, TDS3054C, TDS3064B, TDS310, TDS320, TDS340, TDS340A, TDS340AP, TDS350, TDS360, TDS360P, TDS380, TDS380P, TDS410, TDS410A, TDS420, TDS420A, TDS430A, TDS460, TDS460A, TDS5032, TDS5032B, TDS5034, TDS5034B, TDS5052, TDS5052B, TDS5054, TDS5054B, TDS510A, TDS5104, TDS5104B, TDS520, TDS520A, TDS520B, TDS520C, TDS520D, TDS524A, TDS540, TDS540A, TDS540B, TDS540C, TDS540D, TDS544A, TDS580C, TDS580D, TDS6124, TDS6124C, TDS6154C, TDS620A, TDS620B, TDS620C, TDS6404, TDS640A, TDS644A, TDS644B, TDS6504, TDS654C, TDS6604, TDS6604B, TDS6804B, TDS680B, TDS680C, TDS684A, TDS684B, TDS684C, TDS694C, TDS7054, TDS7104, TDS714L, TDS7154, TDS7154B, TDS724A, TDS724C, TDS724D, TDS7254, TDS7254B, TDS7304, TDS7404, TDS7404B, TDS744, TDS744A, TDS754A, TDS754C, TDS754D, TDS7704B, TDS782A, TDS784A, TDS784C, TDS784D, TDS794D, TDS8000, TDS8000B, TDS820, TDS8200, THM420, THM550, THM560, THM565, THM570, THM571, THM575, THS3014, THS3014-TK, THS3024, THS3024-TK, THS710, THS710A, THS720, THS720A, THS720P, THS730A, TPS2012, TPS2012B, TPS2014, TPS2014B, TPS2024, TPS2024B
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑨ サンプリング・オシロスコープ 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二（該当なし）
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15（該当なし） 別表 16 (1) 特定品目 : HS コード 9030.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	アナログオシロスコープ	
製品型番	212, 2205, 2211, 2216, 222(オプション無し), 2221A, 222A, 222PS, 2225, 2232, 2235, 2236A, 224, 2245, 2245A, 2245B, 2246A, 2246ModA, 2247A, 2445A, 2445B, 2465A, 2455A, 2455B, 2465, 2465B, 2465BCT, 2465BDV, 2466, 2466B, 2466BHD, 2467B, 2467BHD, 465, 465B, 485, TAS220, TAS250, TAS455, TAS465, TAS475, TAS485	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ミックスド・ドメイン・オシロスコープ	
製品型番	MD03012, MD03014, MD03022, MD03024, MD03032, MD03034, MD03052, MD03054, MD03102, MD03104, MD032, MD034, MD04014-3, MD04014B-3, MD04024C, MD04034-3, MD04034B-3, MD04034C, MD04054-3, MD04054-6, MD04054B-3, MD04054B-6, MD04054C, MD04104-3, MD04104-6, MD04104B-3, MD04104B-6, MD04104C	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	スペクトラム・アナライザ
製品型番	RSA2203A, RSA2208A, RSA306, RSA306B, RSA3303A, RSA3303B, RSA3308A, RSA3308B, RSA3408A, RSA3408B, RSA503A, RSA507A, RSA5103A, RSA5103B, RSA5106A, RSA5106B, RSA5115A, RSA5115B, RSA5126A, RSA5126B, RSA513A, RSA603A, RSA607A, RSA6106A, RSA6106B, RSA6114A, RSA6114B, RSA6120A, RSA6120B
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.89
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	デジタル・シリアル・アナライザ	
製品型番	CSA8000, DSA601A, DSA602, DSA602A, DSA70404, DSA70404B, DSA70404C, DSA70604, DSA70604B, DSA70604C, DSA70804, DSA70804B, DSA70804C, DSA71254, DSA71254B, DSA71254C, DSA71604, DSA71604B, DSA71604C, DSA72004, DSA72004B, DSA72004C, DSA72504D, DSA73304D, DSA8200, DSA8300,	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑯ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.20	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号又 「試験装置であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	デジタル・シリアル・アナライザ	
製品型番	80A01, 80A02, 80A03, 80A05, 80A06, 80A07, 80E01, 80E02, 80E03, 80E04, 80E04L, 80E05, 80E06, 80E07, 80E08, 80E09, 80E10, 80E10B, 80E11	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑯ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号ヌ 「試験装置であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ネットワーク・アナライザ	
製品型番	TTR503A, TTR506A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1~15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑯ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.89
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号又 「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	パワー・アナライザ	
製品型番	PA1000, PA3000, PA4000	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.39
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号 「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ロジック・アナライザ	
製品型番	TLA510, TLA520, TLA5201, TLA5201B, TLA5202, TLA5202B, TLA5203, TLA5203B, TLA5204, TLA5204B, TLA601, TLA602, TLA603, TLA604, TLA611, TLA612, TLA613, TLA614, TLA6202, TLA6203, TLA6204, TLA621, TLA622, TLA623, TLA624, TLA6401, TLA6402, TLA6403, TLA6404, TLA7012, TLA7016, TLA704, TLA711, TLA714, TLA715, TLA720, TLA721	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.82	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であつて、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ロジック・アナライザ	
製品型番	TLA7AA1, TLA7AA2, TLA7AA3, TLA7AA4, TLA7AB2, TLA7AB4, TLA7AC2, TLA7AC3, TLA7AC4, TLA7BB2, TLA7BB3, TLA7BB4, TLA7BC4, TLA7D1, TLA7D2, TLA7E1, TLA7E2, TLA7F1, TLA7F2, TLA7L1, TLA7L2, TLA7L3, TLA7L4, TLA7M1, TLA7M2, TLA7M3, TLA7M4, TLA7N1, TLA7N2, TLA7N3, TLA7N4, TLA7NA1, TLA7NA2, TLA7NA3, TLA7NA4, TLA7P2, TLA7P4, TLA7PC1, TLA7PG2, TLA7Q2, TLA7Q4, TLA7S08, TLA7S16	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90	
輸出貿易管理令別表第一及び外為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	アナライザ	
製品型番	FCA3000, FCA3003, FCA3020, FCA3100, FCA3103, FCA3120, MCA3027, MCA3040, SA2500, SA2600, CDC250	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.89
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号 「スペクトラムアナライザーであって、…」

判定結果

貨物：リスト規制	該当しない
技術：リスト規制	該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	アナライザ	
製品型番	WCA230, WCA230A, WCA280A, WCA330, WCA380	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参照条文	
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑬ 周波数分析器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.84	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 12 号 「スペクトラムアナライザーであって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	信号発生器
製品型番	3390, AFG1022, AFG1062, AFG2020, AFG2021, AFG3011, AFG3011C, AFG3021, AFG3021B, AFG3021C, AFG3022, AFG3022B, AFG3022C, AFG3051C, AFG3052C, AFG310, AFG3101, AFG3101C, AFG3102, AFG31021, AFG31022, AFG3102C, AFG31051, AFG31052, AFG31101, AFG31102, AFG31151, AFG31152, AFG31251, AFG31252, AFG3151C, AFG3152C, AFG320, AFG3251, AFG3251C, AFG3252, AFG3252C, AFG5101, AFG5102, AFG5501, AFG5502, AWG2005, AWG2021, AWG2040, AWG2041, AWG410, AWG420, AWG430, AWG5002, AWG5002B, AWG5002C, AWG5004, AWG5004B, AWG5012, AWG5012B, AWG5012C, AWG5014, AWG5014B, AWG5014C, AWG510, AWG520, AWG610, AWG615, AWG7051, AWG7052, AWG710, AWG710B, CFG280, DG2020, DG2020A, DG2030, DG2040, DTG5078, DTG5274, DTG5334, DTGM10, DTGM20, DTGM21, DTGM30, DTGM31, DTGM32, PPG506A, PPG1251, PPG1601, PPG1602, PPG1604, PPG3002, PPG3004, PPG3201, PPG3202, PPG3204, PPG4001, PPG4002, PPG4004, RTX100, RTX100A, RTX100B, RTX130A, RTX130B, SG503, SG504, TG501A, TSG4102A, TSG4104A, TSG4106A
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可をください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 二④⑤ パルス発生器 七⑩② フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑫ 信号発生器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 8543.20
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第1条第50号「パルス発生器又は…」 第6条第10号の2「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第6条第13号「信号発生器であって…」 第8条第8号の2「次のいずれかに該当する伝送通信装置若しくは…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	デジタル・マルチメータ (DMM) 等	
製品型番	DMM150, DMM155, DMM156, DMM157, DMM247, DMM249, DMM250, DMM251, DMM252, DMM254, DMM353, DMM370M, DMM372M, DMM4020, DMM4040, DMM4050, DMM830, DMM850, DMM870, DMM912, DMM914, DMM916, TX1, TX3	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.31
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	光アイソレーション型測定システム	
製品型番	TIVH02, TIVH02L, TIVH05, TIVH05L, TIVH08, TIVH08L, TIVM02, TIVM02L, TIVM05, TIVM05L, TIVM1, TIVM1L, TIVP01, TIVP02, TIVP02L, TIVP05, TIVP05L, TIVP1, TIVP1L	
ECCN	<p>EAR 99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	<p>別表第一 1～15</p> <p>七① 集積回路</p> <p>七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置</p> <p>別表第二、別表第二の二 (該当なし)</p>	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	<p>別表 1～15 (該当なし)</p> <p>別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90</p>	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	<p>第 6 条第 1 号へ 「信号処理用の…」</p> <p>第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」</p>	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	光センサー
製品型番 ECCN	ECCN: 3A992 80C01, 80C02, 80C03, 80C04, 80C05, 80C05E1, 80C06, 80C06E1, 80C07, 80C07B, 80C08, 80C08B, 80C09, 80C11, 80C17, 80C18 ECCN: 5B991 80C15, 80C15P ECCN: EAR99 80C08C, 80C08D, 80C10, 80C10B, 80C10C, 80C10E1, 80C11B, 80C12, 80C12B, 80C14
	参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、 “License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。

法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 十② 光検出器若しくは… 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9027.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 9 条第 5 号 「光検出器を用いた装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	BERTScope	
製品型番	BSX125, BSX240, BSX320	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 ExportAdministrationRegulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二⑪ 5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.39
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 50 号 「パルス発生器又は…」 第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	マージン・テスタ	
製品型番	TMT4	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二⑪ 5 パルス発生器 七⑨ サンプリングオシロスコープ 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.82
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 50 号 「パルス発生器又は…」 第 6 条第 9 号 「サンプリングオシロスコープであって、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	カーブ・トレーサ	
製品型番	370, 370A, 370B, 371A, 371B, 576, 577	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑯ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.82
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 17 号又 「試験装置であって…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	プローブ、プローブ周辺機器
製品型番	1101A, 1103, 119-4146-00, 131-5638-11, 5808, 5809, A620, A621, A622, A6302, A6303, A6312, ADA400A, AM503, AM5030, AM5030S, AM503B, AM503S, CT1, CT2, CT4, CT5, CT6, CT-8, CT-9, EM-6992, EMI-NF-AMP, P2100, P2200, P2220, P2220-PKG, P2221, P3000, P3010, P3010-PKG, P3420, P400, P5050, P5050B, P5100, P5100-PKG, P5100A, P5100A-PKG, P5102, P5120, P5122, P5122-PKG, P5150, P5200, P5200A, P5201, P5202A, P5205, P5205A, P5210, P5210A, P5910, P5934, P5960, P6006, P6007, P6008, P6009, P6015, P6015A, P6021, P6021A, P6022, P6041, P6046, P6062B, P6063B, P6101B, P6103B, P6105A, P6106A, P6108A, P6109B, P6111B, P6112, P6113B, P6114B, P6117, P6119B, P6122, P6129B, P6135A, P6137, P6138, P6138A, P6139A, P6139A-PKG, P6139B, P6139B-PK10, P6150, P6156, P6202A, P6205, P6240, P6241, P6243, P6245, P6245AD, P6246, P6247, P6248, P6251, P6316, P6330, P6339A, P6407, P6417, P6418, P6419, P6420, P6434, P6444, P6460, P6463A, P6465, P6465Y, P6467, P6468, P6470, P6471, P6472, P6473, P6474, P6474EXP, P6480, P6486, P6487, P6490, P6516, P6561A, P6561AS, P6562A, P6562AS, P6563A, P6563AS, P6601, P6602, P6616, P6701B, P6701S, P6701SD, P6701SP, P6703B, P6704S, P6704SP, P6708, P6708P, P6708S, P6708SP, P6716G3, P6716P, P6716S, P6716SP, P6717, P6721, P6780, P67SA01SD, P6810, P6860, P6864, P6880, P6910, P6960, P6962, P6964, P6980, P6982, P7225, P7240, P7313, P7313SMA, P7330, P7340, P7340A, P7350, P7350SMA, P7360, P7360A, P7380, P7380A, P7380SMA, P7504, P7506, P7508, P7513A, P7516, P7520A, P75TLRST, P7625, P7630, P7633, P76TA, P7700, P7708, P7713, P7716, P7720, P77BRWSR, P77STCABL, P77STFLXA, P8018, P80318, P80318X, P850, TDP7704, TDP7708, TDP7710, TLP058
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	プローブ、プローブ周辺機器
製品型番	PPM007, PPM100, PPMS200, PR-10, PR-33, TAP1500, TAP2500, TAP3500, TCP0020, TCP0030, TCP0030A, TCP0150, TCP202, TCP2020, TCP202A, TCP303, TCP305, TCP305A, TCP312, TCP312A, TCP404XL, TCPA300, TCPA400, TCPA404XL, T1CP025, T1CP050, T1CP100, TDP0500, TDP1000, TDP1500, TDP3500, TDP4000, THDP0100, THDP0200, THP0301-B, THP0301-G, THP0301-M, THP0301-Y, TMDP0200, TMSGG2, TMSGG2R, TMSGH2, TMSGH2R, TMSIC6, TMSIC6P, TMSIC8, TMSIC8P, TMSIP1, TMSMB20, TMSQ2TG, TMSQ2TH, TMSQ4C, TMSQ4P2, TMSQIEN2, TMSQIEP, TMSQME, TMSQSPR1, TMSTS1, TP750, TPA-BNC, TPA-BNCX10, TPA-N-VPI, TPH1000, TPP0051, TPP0100, TPP0101, TPP0101-PK10, TPP0101-PK50, TPP0200, TPP0201, TPP0201-PK10, TPP0201-PK50, TPP0250, TPP0500, TPP0500B, TPP0502, TPP0850, TPP1000, TPP-ACC, TPR1000, TPR4000, DPO2CONN, DPO4USB, DPO2BND, DPO3AUTO, DPO3PWR, DPO4BND, MD03BND, MD03AFG, MD03MSO, MD03BND, MD03SA, DPO4AUTOMAX
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
	法令
	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10
	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
	別表 1~15 (該当なし)
	別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	CR125A, DPP125B, CR125ACBL, CR17500A, CR175A, CR25000A, CR28000A, CR286A, CRHS25000A, CRJ25000A, CRJ28000A, CRJHS25000A, CRJHS28000A	
ECCN	<p>3A992 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>	
法令	主な参照条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	<p>別表第一 1～15</p> <p>七⑩ アナログデジタル変換器</p> <p>七⑩2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置</p> <p>七⑪ デジタル方式の記録装置</p> <p>別表第二、別表第二の二 (該当なし)</p>	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし)	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	<p>別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.33</p> <p>第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」</p> <p>第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」</p> <p>第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」</p>	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	MTX100, MTX100A, MTX100B	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 8741.49	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
製品型番	11A72, 863012700, 863017600, 863017601, 863017700, 863017701, 863017702, 863017703, 863017704, 863017800, 863021400, 863021401, 863021402, 863021403, 863021470, 863021471, 863027300, 863027301, 863035100, 863035101, 863035102, 863035103, 863041300, 863041500, 863041600, 863041800, 863047000, 863047800, 863047900, 863048000, 863048100, 863048200, 863051500, 863051570, 863052500, 863052501, 863052502, 863052800, 863052801, 863053500, 863053501, 863054000, 863054001, 863054003, 863059200, 863059201, 863061000, 863061001, 863062100, 863064800, 863064801, 863064802, 863068100, 863068101, 863070800, 863073300, 863082300, 863082301, 863082302, 863085000, 863085001, 863093700, 863095600, 863095601, 863095602, 863096400, 863096500, 863096501, 863096502, 863096503, 863096600, 863106700, 863106702, 863106900, 863106902, 863109503, 863116300, 863116301, 863125700, 863137900, 863139700, 863139701, 863139703, AWGSYNC01, CT-100-M, CT-1000-M, CT-1000-S, CT-200-M, CT-200-S, CT-400-S, CT-500-M, CT-60-S, IVTIP1X, IVTIP10X, IVTIP5X, IVTIP50X, TDS3GV, TEK-DPG, TF-HDMIC-TPA-STX, TF-HDMIC-TPA-S, TF-ESATA-SET-IV-ZP, TF-SATA-SET-IV-ZP, TF-TEKPROTECT, TF-HDMI-TPA-CE, TF-HDMID-TPA-P, TF-HDMID-TPA-R, TF-HDMIE-TPA-KIT, TF-HEAC-TPA-KIT, TF-HDMID-TPA-PW, TF-HDMID-TPA-RW, TF-HDMI-TPA-STX, TF-HDMI-TPA-S, TF-USB3-A-P, TF-USB3-A-R, TF-USB3-AB-KIT, TF-USB3-B-R, TPS2PBND2, f0300, TRCP0600, TRCP3000								
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">法令</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">主な参考条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二（いずれも該当なし）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">別表 1～15（該当なし） 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二（いずれも該当なし）	外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15（該当なし） 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二（いずれも該当なし）								
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15（該当なし） 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	80SICMX, 80SSPAR	
ECCN	3D991 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令		主な参考条文
外国為替及び外国貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 8471.80

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品
製品型番	764, 863009100, 863009101, 863009102, 863009103, 863009104, 863009105, 863009106, 863009107, 863009108, 863009174, 863009175, 863009176, 863010900, 863010901, 863010902, 863010903, 863010904, 863010905, 863010906, 863010907, 863010908, 863010909, 863010910, 863010911, 863010912, 863010913, 863010914, 863010915, 863010916, 863010917, 863010918, 863010919, 863010975, 863010977, 863019305, 863019306, 863019307, 863019308, 863019309, 863019310, 863019311, 863019312, 863019313, 863019314, 863019315, 863019316, 863019317, 863037600, 863058200, 863060200, 863068700, 863068701, 863068702, 863068800, 863650100, 863650101, 863650102, 863650201, 863650202, 863650203, 863650400, AM700, AMM768, ASG140, CT100, CT11BF, CT12AF, CT12BF, CT12BU, CT13BF, CTS55, CTS710, CTS750, CTS850, "TF-ACC-SATA-M. 2-PK", "TF-ACC-SATA-M. 2-RK", TF-FC16-TPA-HCB-P, TF-FC16-TPA-KT, TF-FC16-TPA-MCB-R, "TF-PCIE-M. 2-TPA3-P", "TF-PCIE-M. 2-TPA3-PR", "TF-PCIE-M. 2-TPA3-R", TF-QSFPZ-TPACG-HCB-P, TF-QSFPZ-TPACG-KT, TF-QSFPZ-TPACG-MCB-R, "TF-SATA-M. 2-TPA-C", "TF-SATA-M. 2-TPA-P", "TF-SATA-M. 2-TPA-PR", "TF-SATA-M. 2-TPA-PRC", "TF-SATA-M. 2-TPA-R", TF-SATA-TPA-ICTP, TF-SATA-TPA-ICTR, TF-SFF-8639-TPA-P, TF-SFF-8639-TPA-PR, TF-SFF-8639-TPA-R, TF-TB-TPA-UHG2
ECCN	5B991 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか

判定結果

貨物 : リスト規制 該当しない
技術 : リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	4200-PA, AM502, AM513, AM513S, AMT75	
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
	法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号		第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号		別表第一 1～15 二⑩ 電圧又は…直流の電源装置 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号		別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号		第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	電源	
製品型番	2260B-30-36, 2260B-30-72, 2260B-30-108, 2260B-80-13, 2260B-80-27, 2260B-80-40, 2260B-250-4, 2260B-800-2, MPSU50-2ST	
ECCN	<p>EAR 99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>	
法令	主な参照条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	<p>別表第一 1~15</p> <p>二⑥ 電圧又は…直流の電源装置</p> <p>別表第二、別表第二の二 (該当なし)</p>	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	<p>別表 1~15 (該当なし)</p> <p>別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.89</p>	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	TM5003, TM5006, TM5006A, TM501A, TM502, TM502A, TM503, TM503A, TM503B, TM504, TM504A, TM506, TM506A, TM515, MP5103	
ECCN	<p>E A R 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>	
法令	主な参照条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15	二⑯ 電圧又は…直流の電源装置 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑪ デジタル方式の記録装置
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 第二、別表第二の二	(該当なし)
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 8537.10	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であつて…」 第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であつて、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
	頭5文字「01100」に以下4文字を続けたもの 4900,4901,4902,5500,5501,5502,5701,5902,5903,6002,6003,6902,6903,7800,8100,9900 頭5文字「01101」に以下4文字を続けたもの 0001,0200,0201,0202,0203,0204,0302,0500,0501,0600,0601,2300,2800,2900,3400,4800,4900,5000,5100,5200,5300,5500,5700,5800,6300,6400,6701,6800,7500,7600,7800,8100,8200,8300,8400,8500,8600,8700,9000,9200,9400 頭4文字「0120」に以下5文字を続けたもの 02300,02400,03100,03900,05701,07400,07600,09000,10400,10800,11400,11700,11800,12400,15700,15900,15901,20400,20800,31000,48200,53000,53200,55600,56800,63001,63006,64900,67102,67103,68902,74701,75100,75200,80000,80400,80500,81501,88400,88401,91100,94100,98700,98901,99100,99101,99102 頭4文字「0121」に以下5文字を続けたもの 00000,11701,13000,13300,18800,21400,22000,22100,23001,23102,23600,23610,24100,25300,25600,27701,28300,28600,28700,29100,29800,31300,31400,33800,33900,34100,34200,34600,35000,35100,36300,36400,36501,36601,37100,37200,37700,37800,37900,38000,38200,38300,39100,39200,39800,39900,40650,40800,41100,41200,42201,42400,42600,42700,43102,43800,44100,44200,45000,45300,45400,45500,45600,45800,45900,46200,46800,46900,47402,47403,47500,47600,48200,48201,48300,48600,50000,50200,50300,50400,50500,50600,50700,50800,50900,51200,51500,51900,52000,52100,52200,52300,52400,52500,52600,52700,52800,52900,53000,53100,53300,53600,53700,53800,53900,54400,54600,55200,55400,56100,56200,56300,56500,56700,56800,56900,56902,57000,57500,57600,58000,58100,59000,59100,59500,59600,59800,59900,60500,60501,61201,61202,61400,61401,61402,61600,61900,62100,62300,62400,62500,62702,63101,63102,63202,63400,63401,63900,64000,64200,64702,64703,64800,64900,65100,65200,65201,65300,65301,65400,65800,65900,65901,66000,66100,66150,66151,66400,66600,66700,67200,67300,67400,67500,67600,67900,68000,68001,68002,68003,68004,68005,68100,68200,68301,68400,68502,68600,68800,68900,68901,69000,69100,69200,69500,69700,69800,70600,70700,71000,71100,71200,71300,71400,71500,71600,71700,71800,72000,72100,72400,73200,73800 頭3文字「012」に以下6文字を続けたもの 200300,A21200,A21300,A21400,A21500,A21600,A21700,A21800,A22000,A22400,A22701,A22900,A23000,A23100								
製品型番									
ECCN	<p>E AR 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">法令</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">主な参考条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号</td> <td style="padding: 2px;">第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号</td> <td style="padding: 2px;">別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号</td> <td style="padding: 2px;">別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 の いずれか</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 の いずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24. 12. 1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24. 12. 1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55. 10. 11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030. 90、8544. 20、8544. 42 の いずれか								
判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない								

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
	013029102, 013036700 頭4文字「0150」に以下5文字を続けたもの 10600,10601,11400,11500,19000,19400,19401,20104,20107,20108,21300,21500,22100,22200,28200,30901,31101,32500,32501,33000,33901,35200,36900,38500,38800,40800,41300,50900,54700,54701,54900,55000,55100,55200,55300,55400,55700,55800,56000,56100,56200,56300,56400,56500,56700,57200,57300,57500,58000,59800,60100,60150,61100,61101,61300,61500,63100,63800,63900,63902,64600,64801,65500,65501,65502,65503,65700,65800,65900,66000,66101,67000,67100,67250,67251,67800,68100,68101,68200,68300,68400,68500,68600,68700,68800,68900,69500,69800,70200,70300,70400,70500,70600,70700,70800,71000,71100,71200,71300,71400,71600,71601,71602,71700,71800,71900,72000,72100,72600,73500,73600,73601,73900,74700,75100,77900,78000,78200,78400 頭5文字「01510」に以下4文字を続けたもの 0100,0101,0200,0201,0300,0400,0401,0500,0600,0700,1100,1200,1300,1400,1500,1600,1700,1800,1900,2000,2100,2200,2201,2501,2700,5301,5500								
製品型番	015235000, 015235001, 015A09500 頭4文字「0160」に以下5文字を続けたもの 09600,09900,12003,15600,15602,15603,15606,15607,18000,19505,36202,47500,52100,53700,56600,59200,62202,63300,65300,67300,67702,69200,70800,79202,81301,81400,82501,83100,84800,84801,85300,89700,90101,90803,90804,90901,99400 頭4文字「0161」に以下5文字を続けたもの 01100,03701,07201,07300,07700,07800,08000,09800,10200,10800,13300,13301,13500,14700,15800,15801,15900,16600,18100,21000,21501,21502,21800,22900,23002,23003,23600,23900,25900,26400,26600,26800,31200,31300,31500,33000,33001,34400,34500,39900,39901,40600,40700,40701,40702,40703,44100,44101,44200,44300,44301,44400,44401,44402,44403,44500,44501,44502,44503,44600,44601,44602,44603,44700,46100,46200,46201,46202,46302,46400,46402,49400,52200,52401,52403,52404,52405,56900,58900,58901,60900,64100,64300,64400,65100,65200,65300,67300,67400,67450,67500,67501,67550,69100,69101,72600,74500,75450,75500,77100,77200,77210,77300,77310,77400,77500,78000,78100,78200,78300,78400,78500,78600,78700,79004,79005,79100,79101,79102,81900,82000,86800,87901,88200,88400,88500,88600,88700,88800,88900,89000,89100,89300,89400,89500,89600,89700								
ECCN	E AR 9 9 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>主な参考条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか								
判定結果	貨物：リスト規制 該当しない 技術：リスト規制 該当しない								

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
製品型番	<p>頭4文字「01619」に以下4文字を続けたもの 0500,0700,0800,0900,1000,1001,1100,1300,1400,1500,1600,1700,2100,2200,2300,2400,2600,2700,2800,2900,3000,3100,3300,3400,3500,3600,3700,4000,4100,4200,4300,4301,4302,4400,4401,4402,4500,4501,4502,4600,4700,4800,5000,5100,5200,5201,5202,5203,5300,5400,5401,5402,5500,5600,5800,6100,6200,6300,6400,6500,6600,6700,6900,7000,7100,7700,7800,7901,7902,8300,8301,8302,8303,8500,8501,8502,8503,8600,8601,8700,8801,8802,9000,9200,9300,9400,9500,9600,9700,9800,9900</p> <p>頭4文字「01620」に以下4文字を続けたもの 0000,0100,0200,0500,0700,0800,0900,1400,1500,1600,1601,2600,2800,2900,3000,3100,3400,3500,3600,3900,4000,4100,4300,4400,4500,5000,5100,5300,5500,5800,6000,6100,6500,6600,7100,7101,7300,7301,7900,7901,8200,8900,9100,9200,9500,</p> <p>016210400, 016A33000, 020400800, 020401600, 020999900, 020A04550, 020A04650, 020A04750, 020A04751, 020A04850, 020A04851, 020A05200, 020A05201, 020001200, 020008700, 020016701, 020017100, 020017702, 020017704, 020019200, 020019201, 020079802, 020079803, 020138601, 020138602, 020158600, 020161200, 020162900, 020162901, 020162902, 020162905, 020169200, 020169300, 020170800, 020172400, 020175200, 020176208, 020178100, 020183500, 020183600, 020186800, 020188500, 020190800, 020194800, 020195300, 020195600, 020195601, 020197401, 020198300, 020199300, 020199301</p> <p>頭4文字「0202」に以下5文字を続けたもの 00304,00305,00800,01300,01400,01800,02300,03100,03101,03600,06600,06601,06602,06603,06900,07000,07001,09200,09201,10400,10500,10600,11300,11500,11501,11502,11503,11601,11602,11603,11700,11800,11900,12000,13000,13102,13400,13401,13403,13600,13700,13701,13702,13703,14000,14400,14600,18700,18800,19301,19400,19501,19600,19700,19800,19801,19803,19804,19900,19901,19903,19904,20000,20300,20301,20302,20303,20500,22101,22201,22300,22400,22800,23200,24200,24900,25600,25800,26000,26001,26100,30600,30601,30603,30604,32800,32801,32802,32803,32804,32900,33600,33800,34600,34601,34602,34603,34604,34605,35700,35701,36300,36901,36903,37208,38002,38100,39300,39301,39700,39701,39702,39703,40500,42200,42300,43000,43200,45100,45200,45300,45500,45600,45700,46000,46001,47000,47300,47701,48100,48101,48300,48301,49200,49201,49400,50102,50500,50501,50600,50601,50800,50900,51000,51100,53900,55700,55701,55702,56600,56700,56800,57600,59500,59600,59700,59800,59900,60000,60001,60100,60101,60200,60201,60300,60301,60400,60401,60500,60501,61000,61601,62000,62001,62200,63500,63600,63601,63602,63800,63900,64400,65000,65600,65700,66200,66201,66401,66500,66600,67000,68200,68201,68202,69000,69001</p> <p>頭4文字「02027」に以下4文字を続けたもの 0100,0200,0201,0202,0204,0800,1100,1200,1300,2900,3000,3001,3100,3101,3102,3103,3104,3200,3201,3202,3600,4200,4201,4203,4204,4300,4301,4303,4304,4400,4401,4403,4500,4501,4503,4600,4601,4603,4604,4700,4701,4703,4704,4705,4800,4801,4803,4804,5400,5500,5501,5600,5601,5700,5701,5800,5801,5900,5901,6000,6001,6100,6101,8400,8500</p>								
ECCN	<p>EAR 99 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">主な参考条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第1条、第5条、第6条、第24条、第25条、第48条、第55条の10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
	<p>頭4文字「02028」に以下4文字を続けたもの 0500,0501,0503,0504,0600,0601,0602,0603,1500,3600,3601,3602,3700,3701,3702,3800,3801,3802,3900,3901,3902,4000,4001,4002,4100,4101,4102,4200,4400,4401,4403,4500,4501,4502,4600,4601,4602,4700,4701,4702,4800,4801,4802,4900,4901,4902,5000,5001,5002,5100,5200,7500,7600,7700,7800,7801,8100,8300,8301,9600,9700,9800,9900</p> <p>頭4文字「02029」に以下4文字を続けたもの 90000,90100,90300,90400,90401,90500,90600,90800,91000,91700,93600,93700,94000,94100,94400,95400,95500,95800,95900,96000,96500,97600,99600,99800</p> <p>頭4文字「0203」に以下5文字を続けたもの 00002,01800,01801,02100,02200,02400,02401,02500,02501,03100,03200,03201,03300,03301,03400,03401,03500,03501,03600,03601,03700,03701,03800,04100,04200,04300,04500,04600,04900,05300,05600,05700,07000,07001,07400,08100,08101,08500,10100,10500,10700,11600,11800,13100,13500,13700,14500,14700,14800,14900,15000,15500,15900,</p> <p>頭4文字「1030」に以下5文字を続けたもの 01300,01500,02800,02900,03000,03100,03200,03300,03500,04500,05101,05500,05800,07000,09000,09500,15800,16400,17701,20900,23103,23201,25400,26400,26500,26900,27500,28401,30100,30700,31000,31100,31400,31500,31600,31700,31900,32000,32100,32300,32400,32500,32600,32700,32800,33400,33500,36400,39000,39900,40200,40300,40700,40800,40900,41100,41300,41500,41700,41900,42000,42300,42301,42400,42401,42600,42700,42800,42900,43000,43100,43200,43400,43500,43600,43700,44100,44200,44300,44400,44500,44800,44900,45000,45100,45200,45400,45500,45600,45700,45800,46100,46200,46300,46800,46900,47300,47400,48000,48300,49000</p> <p>頭4文字「1610」に以下5文字を続けたもの 01721,03304,03306,04900,06600,06609,06610,06611,06612,06613,09400,10400,10405,10406,10407,10408,12300,12304,13300,13500,13501,15400,15401,15700,16700,16701,20800,20900,21000,21100,21101,21200,21201,21300,21400,21500,21600,21800,22600,22800,23001,28000,28001,28800,29800,30400,30600,30700,30800,31000,31100,31200,31300,31301,31400,31500,31800,32000,32100,32200,32300,32400,32500,32800,32900,33000,33100,33200,33300,33700,33800,34100,34200,34300,34400,34600,34700,34701,34800,34900,35200,35201,35600,35700,35800,35900,36400,36500,36600,36700,36800,36801,36900,37000,37900,40000</p> <p>161320000, 161A00500, 161A00800, 161A01300, 174142800, 196343400, 196345900, 200505200</p>								
ECCN	<p>E AR 9 9 参照：http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/</p> <p>本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法令</th> <th style="text-align: center;">主な参考条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td> <td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td> </tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td> <td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td> </tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td> <td>別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90, 8544.20, 8544.42 のいずれか</td> </tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90, 8544.20, 8544.42 のいずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外貨貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外: HS コード 9030.90, 8544.20, 8544.42 のいずれか								

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品
製品型番	頭4文字「8630」に以下5文字を続けたもの 00200,00201,00202,00203,00271,00272,00300,00301,02100,02101,02200,02201,02202,02300,02301,05000,05001,08900,09000,09200,09201,09202,09272,09300,09400,09401,09500,09501,12770,12900,12970,13300,13301,13500,13900,14200,18700,18900,18901,18902,19300,19301,19302,19303,19304,19800,19801,19802,19803,19804,20500,20900,21001,21002,21003,21071,25800,25901,26200,27000,32100,32101,32102,35800,36000,37400,37500,40100,40200,40300,40400,42700,42701,42702,42703,42704,47100,47101,47102,47103,47104,47105,47170,47171,47172,47173,53400,53401,54070,59900,68900,73700,74700,74701,74702,85100,85101,85102,88400,88401,88402,91800,92400,92401,92402,92403,92404,92500,96300,96301,97700,97701,97702,97703,97704,97800 頭3文字「863」に以下6文字を続けたもの 100100, 109500, 118600, 119300, 135500, 135501, 142300, 142400, 650200, 650300, 650301, 650500, 650501, 90REVA
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required” に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 の いずれか

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品								
製品型番	「TF-」に以下の文字列を続けたもの 100, 101, 102-2, 102-3, 102-4, 103-1, 103-2, 103-3, 103-4, 108, 112-4, 114-1, 117, 140, 141, 146, 150, 163, 164, 165-1, 168-1, 168-2, 169, 171, 172, 173, 175, 176, 177-1, 177-3, 178-1, 179-1, 179-2, 180-1, 180-3, 181-1, 182-1, 183-1, 183-2, 184, 191, 192, 194, "19-4.7K", 195, 197, 199, 200, 206, 214, 218-150, 218-82, 219-10K, 219-15K, "219-4.7K", 220-10K, 223-82, 225, 226, 227, 234, 236, 237-1, 237-2, 237-3, 243-20K, 243-50K, 243-5K, 244, 245, 246-1, 246-2, 248, 253, 255, 256, 257, 259, 260, 261, 262, 263-100K, 265, 267, 268, 269, 271, 273-1, 273-2, 273-4, 273-6, 274, 275, 276-100K, 276-10K, 276-1K, 276-220, 276-220K, "276-4.3K", 276-68K, 278-100, 280-1, 280-3, 281-5K, 282-10K, 282-1K, "282-4.7K", 283, 285-100, 286-50-100P, 287-22-10P, 288, 289, 300-100K, 300-10K, 300-22, 300-4.7K, 300-47, 301-10K, 305-47K, 306-10K, 309, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 39, 64, 77, 90, 99, BRR-CFD, DC-BLOCK-KIT, DIIVA-TPA-C, DIIVA-TPA-KIT, DIIVA-TPA-P, DIIVA-TPA-R, DP-CIC-C1, DPI-TPA-PA, DPI-TPA-PRRCA, DP-TPA-2XC, DP-TPA-P, DP-TPA-PR2XCT, DP-TPA-PRC, DP-TPA-PT, DP-TPA-R, EDP-TPA-P, EDP-TPA-PRC, EDP-TPA-R, HDMI-TPA-T, MDPI-TPA-PA, MDPI-TPA-PRRCA, MHL3-TPA-KIT, MHLCBS2-SOSI, MHLCBS-SOSI, MHL-CBUS-SOSI, MHL-DS-ACCKIT, MHL-TPA-CBC, MHL-TPA-P-WOSI, MHL-TPA-P-WOSO, MHL-TPA-R-SI-RSEN, MHL-TPA-R-SO-RSEN, MHL-TPA-R-WOC, MHL-TPA-R-WOSI, MHL-TPA-R-WOSO, MHL-TPA-R-WOSOD, MHL-TPA-SOSIS-HDM, MHL-TPA-SOS-MUSB, MHL-TPA-TEK, MHL-TPA-TEK-CB, MHL-TPA-TEK-DG, MHL-TPA-TEK-RSEN, MHL-TPA-TEK-SI, MHL-TPA-TEK-SO, MHL-TPA-TT, MINI-DP-TPA-PR2XT, MINI-DP-TPA-PRT, MINI-DP-TPA-PT, MINI-DP-TPA-R, MSATA-TPA-2XC, MSATA-TPA-P, MSATA-TPA-PR, MSATA-TPA-PR2XC, MSATA-TPA-R, QSFP-TPA-HCB-P, QSFP-TPA-MCB-R, QSFP-TPA-PR, SASHD-TPA-2XC, SASHD-TPAL-P, SASHD-TPA-PR2XC, SASHD-TPA-R, SASHD-TPAR-P, SASHD-TPAR-PR, SAS-TPA-P, SAS-TPA-PRC, SAS-TPA-R, SATA22-TPA-2XC, SATA22-TPA-P, SATA22-TPA-PR, SATA22-TPA-PR2XC, SATA22-TPA-R, SATA-TPA-P, SATA-TPA-PRC, SATA-TPA-R, SFP+-TPA-HCB-P, SFP+-TPA-HCB-PK, SFP+-TPA-MCB-R, SFP+-TPA-MCB-RK, SFP+-TPA-PR, SFP+-TPA-PRK, SFP-TPA-HCB-P, SFP-TPA-HCB-PK, SFP-TPA-HCB-PK, SFP-TPA-MCB-R, SFP-TPA-MCB-RK, SFP-TPA-PR, SFP-TPA-PRK, TB-TPA-2XC, TB-TPA-P, TB-TPA-PR2XC, TB-TPA-R, TPA-SATA25-P, TPA-SATA25-PR2C, TPA-SATA25-R, TPA-SATA3-PR2C, XGBT, 119660900, 119872600, 1700F02, 2260B-EXTERM, AC2100, AC3000, ET-DP-TPA-S, ET-DP-TPA-STX, ET-HDMIC-TPA-S, ET-HDMIC-TPA-STX, ET-HDMI-TPA-S, ET-HDMI-TPA-STX, ETI0200M, "HV-CA-554-5", HV-CA-554-1, HV-CA-554-2, HV-CA-554-3, HV-CA-571-3, HV-CS-1613, IVTIP25X, RMD2000, RM3, RSA300CASE, RSA300TRANSIT, SIGNALVU-PC-SVE, TCA-1MEG, TCA-VPI50, TCA292D, TDS3BATC, TDS3ION, TDSUSBF, TEK-USB-488, TEKEXP, TFP2A-CA1, TFS3031-CA1, THS7BAT, THSBAT, TIVPMX10X, TIVPMX10XL, TIVPMX1X, TIVPMX50X, TIVPSQ100X, TIVPSQ100XL, TIVPSQ10X, TIVPSQ10XL, TIVPWS500X, TIVPWS500XL, TIVPWS50X, TIVPWS50XL, TPSBAT, TPSCHG								
ECCN	EAR 99 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法令</th><th>主な参考条文</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号</td><td>第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10</td></tr> <tr> <td>輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号</td><td>別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)</td></tr> <tr> <td>外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号</td><td>別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか</td></tr> </tbody> </table>	法令	主な参考条文	外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか
法令	主な参考条文								
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10								
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)								
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 9030.90、8544.20、8544.42 のいずれか								
判定結果	<table border="1"> <tr> <td>貨物 : リスト規制 該当しない</td> </tr> <tr> <td>技術 : リスト規制 該当しない</td> </tr> </table>	貨物 : リスト規制 該当しない	技術 : リスト規制 該当しない						
貨物 : リスト規制 該当しない									
技術 : リスト規制 該当しない									

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ビデオ関連機器	
ECCN、製品型番 それぞれのモジュール・オプションは、本体と同じ判定となります。 これらの製品は、米国EARの規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、LicenseRequiredに該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	ECCN	製品型番
	3A992	TG2000
	5B991	1740A, 1741C, 1750A, 1760, 1765, 760A, AG7, AGL7, BG7, DVG7, ECO8000, ECO8020, HDVG7, MPI, MPI2-10, MPI2-25, MPI2-RACK-MD, MPX, MPX2-10, MPX2-25, MPX2-DUALDSP, MTM400, MTS100, MTS100B, MTS205, MTS210, MTS215, MTS300, MTS400, MTS4000, MTS400P, MTS415, MTS420, MTS430, RFA300A, SDI7, SDI7_3G, SPG300, SPG8000, SPG8000A, TG700, AG7, AGL7, ATG7, AVG7, AWVG7, DVG7, BG7, DVG7, GPS7, HD3G7, HDLG7, HDVG7, TG8000, TSG130, TSG601, TSG90, VM700, VM700A, VM700T, WFM1125, WFM2200, WFM2200A, WFM2300, WFM300A, WFM4000, WFM5000, WFM5200, WFM5250, WFM601, WFM601A, WFM6100, WFM6120, WFM7000, WFM700A, WFM700HD, WFM700M, WFM7020, WFM7100, WFM7120, WFM7200, WFM7A, WFM7HD, WFM7M, WFM8200, WFM8300, WFM90, WFM90D, WFM91, WFM91D, WFMX20VH, WFMX20VS, WVR7200, WVR8200, WVR8300
	5D991	WFMNLE
	7A994	SPG8000ANT
	EAR99	ECO422D, WFM7F02
法令		主な参考条文
外国為替及び外国貿易法 制定:昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定:昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 七⑬ 周波数分析器 九⑥ 測定装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定:昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし)	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定:平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって、…」 第 6 条第 12 号「スペクトラムアナライザーであって、…」 第 8 条第 6 号 「第二号イ(二)、第十四条第五号若しくは…」 第 8 条第 7 号 「前号に掲げるもののほか、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	デジタル・マルチメータ (DMM) 等
製品型番	195A, 2000, 2000-SCAN, 2000/J, 2000/J/2000-SCAN, 2000-20, 2001, 2001/MEM1, 2001/MEM2, 2001-M, 2001-SCAN, 2001-TCSCAN, 2002, "2002.", 2002/MEM1, 2002/MEM2, 2010, 2010/J, 2015, 2015/J, 2015-P, 2015-P/J, 2015-P/R, 2016, 2016/J, 2016-P, 2016-P/J, 2100/100, 2100/120, 2100/220, 2100/230-240, 2110-100, 2110-100-GPIB, 2110-120, 2110-120-GPIB, 2110-220, 2110-220-GPIB, 2110-240, 2110-240-GPIB, 2700, 2700/J, 2700/7700, 2700/7700/J, 2701, "2701.", 2701/J, 2750, 2750/E, 2750/J, 3706, 3706A, 3706A-S, 3720, 3721, 3722, 3723, 3724, 3730, 3731, 3732, 3740, 3750, 7011-C, 7011-R, 7011-S, 7015-C, 7015-S, 7016A, 7017, 7035, 7038, 7075, 707B, 708B, 7700, 7701, 7702, 7703, 7705, 7706, 7707, 7708, 7709, 7710, DAQ6510, DAQ6510/7700, DMM6500, DMM7510
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、"License Required" に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
法令	主な参考条文
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.32
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって、…」

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	電流源、ピコアンメータ、エレクトロメータ等	
製品型番	220, 2200-20-5, 2200-30-5, 2200-32-3, 2200-60-2, 2200-72-1, 2220-30-1, 2220G-30-1, 2220GJ-30-1, 2220J-30-1, 2230-30-1, 2230G-30-1, 2230GJ-30-1, 2230J-30-1, 2231A-30-3, 2260A-30-36, 2260A-30-72, 2260A-80-13, 2260A-80-27, 2260B-30-36, 2260B-30-72, 2260B-30-108, 2260B-80-13, 2260B-80-27, 2260B-80-40, 2260B-250-4, 2260B-250-9, 2260B-250-13, 2260B-800-1, 2260B-800-2, 2260B-800-4, 2268-20-42, 2268-40-21, 2268-60-14, 2268-80-10, 2268-100-8, 2268-150-5, 2280S-32-6, 2280S-60-3, 2281S-20-6, 2290-5, 2290E-5, 2290J-5, 2290-10, 2302, 2303, 2303-NMS, 2303-PJ, 2303-US, 2304, 2304A, 2306, 2306-VS, 2308, 236, 237, 2502, 263, 2705, 6220, 6221, 6482/J, 6485, 6485/J, 6485/E, 6487, 6487/E, 6487/J, 6514, 6514/E, 6514/J, 6517, 6517/J, 6517A, 6517A/AF, 6517A/E, 6517A/J, 6517B, 6517B-US, 6517B/E, 6517B/E-US, 6517B/J, 6517B/J-US, 6517B-450US, 6517B/E-450, 6517B/J-450US, 6517B-550	
ECCN	3 A 9 9 2 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 二⑩ 電圧又は…直流の電源装置 二⑪ 5 パルス発生器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号「デジタル方式の記録装置であって…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ソースメータ (SMU) 等	
製品型番	238, 2400, 2400-C, 2400-LV, 2401, "2401.", 2410, "2410.", 2410-C, 2420, 2420-C, 2425, 2425-C, 2430, "2430.", 2430-C, 2440, "2440.", 22440-C, 2450, 2460, 2461, 2470, 2500, 2510, "2510.", 2520, "2520.", 2510-AT, 2601, "2601.", 2601A, 2601B, 2602, 2602A, 2602B, 2604B, 2611, 2611A, 2611B, 2612, 2612A, 2612B, 2614B, 2634B, 2635, 2635A, 2635B, 2636, 2636A, 2636B, 2651A, 2657A, 2790-A/E, 2790-A/J, 590, 6430, 7751, 7752, 7753, MSMU60-2	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 二⑥ 電圧又は…直流の電源装置 二⑪ 5 パルス発生器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑫ 信号発生器 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 41 号「直流の電源装置であって…」 第 1 条第 50 号「パルス発生器又は…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 13 号「信号発生器であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	ナノボルトメータ	
製品型番	2182, 2182A, 2182A/E, 2182A/J	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1～15 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (1) 特定品目：HS コード 9030.39	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	アナライザ	
製品型番	4200-PCT-2, 4200-PCT-3, 4200-PCT-4, 4200-SCS, 4200-SCS-PK1, 4200-SCS-PK2, 4200-SCS-PK3, 4200-SCS/C, 4200-SCS/C-NOSMU, 4200-SCS/F, 4200-SCS/F-NOSMU, 4200A-CVIV, 4200A-MF-UP, 4200A-SCS, 4200A-SCS-ND, 4200A-SCS-PK1, 4200A-SCS-PK2, 4200A-SCS-PK3	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貿法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号 輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10 別表第一 1～15 二⑪ 5 パルス発生器 七⑩ アナログデジタル変換器 七⑩ 2 フィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、組立品又は装置 七⑪ デジタル方式の記録装置 七⑫ 信号発生器 七⑯ 試験装置 別表第二、別表第二の二 (該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1～15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外：HS コード 9030.82 又は 9030.90	
輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 制定：平成 3.10.14 通商産業省令第 49 号	第 1 条第 50 号 「パルス発生器又は…」 第 6 条第 10 号 「アナログデジタル変換器のうち、…」 第 6 条第 10 号の 2 「モジュール、電子組立品又は装置であって、…」 第 6 条第 11 号 「デジタル方式の記録装置であって、…」 第 6 条第 13 号 「信号発生器であって…」 第 6 条第 17 号ヌ 「試験装置であって…」	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品	
製品型番	7001, 7002, 7011-S, 7012-S, 7018-C, 7158, 7174A	
ECCN	3A992 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。	
法令	主な参考条文	
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10	
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)	
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 8537.10	

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない

技術：リスト規制 該当しない

リスト規制該非判定結果報告書

令和8年2月14日現在の外為法、輸出貿易管理令、外国為替令及び貨物等省令に対応しています。

当判定はリスト規制に照らした製品機能の評価です。輸出をしようとする人・法人は法的義務として、全ての我国の法令と、全ての域外適用を受ける外国の法令を確認、遵守してください。 参照：<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

株式会社テクトロニクス&フルーク 輸出管理室
law.jp 《アットマーク》 tektronix.com

製品種類	各種製品
製品型番	237-100H2, 237-160D3, 237-170D1, 237-308-1E, 237-308-2E3, 237-313A, 237-ALG-15, 237-ALG-2, 237-ALG-5, 237-ALG-6LUG, 237-BAN-3A, 237-BNC-TRX, 237-TRX-BAR, 237-TRX-ISTC, 237-TRX-NG, 237-TRX-T, 237-TRX-TBC, 4288-1, 487-BAN-6-1, 6522, 7009-5, 7078-TRX-10, 7078-TRX-BNC, 7078-TRX-TBC, 8010, 8101-PIV, 9139A-172E, KTTI-GPIB, KTTI-RS232, KUSB-488B, LR:8028
ECCN	E A R 9 9 参照： http://www.cistec.or.jp/service/beikoku_saiyusyutukisei/ 本製品は、原産国にかかわらず、米国 Export Administration Regulations の規制対象です。仕向国要件、用途要件、取引禁止者リストを確認して、“License Required”に該当する場合には米国政府の事前許可を得てください。
	法令
外国為替及び外貨貿易法 制定：昭和 24.12.1 法律第 228 号	第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 24 条、第 25 条、第 48 条、第 55 条の 10
輸出貿易管理令 制定：昭和 24.12.1 政令第 378 号	別表第一 1~15、別表第二、別表第二の二 (いずれも該当なし)
外国為替令 制定：昭和 55.10.11 政令第 260 号	別表 1~15 (該当なし) 別表 16 (2) 特定品目以外 : HS コード 8544.20

判定結果

貨物：リスト規制 該当しない
技術：リスト規制 該当しない